

コンビニエンスストア・セーフティステーション活動全国展開について



1. 活動の目的および意義

セーフティステーション活動とは、コンビニエンスストア（CVS）がお客様に良質な商品・サービスをご提供することに加え、地域の皆さん・国・地方自治体のご協力のもと「まちの安全・安心な生活拠点づくり」並びに「次世代の青少年健全育成」へ取り組む自主的な活動です。

- (1) 地域社会（住民・顧客）の安全・安心への貢献
- (2) 地域社会とのコミュニケーションの確立
- (3) コンビニエンスストアの社会的責任への貢献
- (4) 日常業務へのセーフティステーション活動の取り込み

2. 実施時期および地区

- (1) 全国展開時期 平成17年10月1日（土）

(2) 地区別展開時期

地区	対象都道府県	スタート期日
①北海道・東北 (5,556店)	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	6月17日(金)
②関東A (6,402店)	神奈川、千葉、山梨、茨城	6月23日(木)
③関東B (3,378店)	埼玉、栃木、群馬	6月30日(木)
④北陸・信越・東海 (7,044店)	長野、新潟、静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井	7月8日(金)
⑤関西・中国・四国 (8,890店)	大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、山口、鳥取、島根、愛媛、徳島、香川、高知	7月21日(木)
⑥九州・沖縄 (4,188店)	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	7月29日(金)
⑦東京 (5,461店)	東京都	10月1日(土)
合計 (40,919店)		

※（ ）内は平成17年8月末現在店舗数。

3. 取組みテーマ

(1) 安全・安心なまちづくりに協力

(防犯・防災対策)

- ①自主防犯（強盗・万引き等の防止対策）体制の強化
- ②緊急事態（災害・事故・急病人等）に対する110番・119番通報

(安全対策)

- ①女性・子供等の駆け込みへの対応
- ②高齢者・身体障害者等の介護補助と連絡
- ③地域顧客への安全情報の発信、提供

(2) 青少年健全育成への取り組み

- ①未成年者への酒類・たばこの販売禁止
- ②18歳未満者への成人誌の販売・閲覧禁止
- ③少年・少女非行化の防止（「近隣住民の迷惑となるたまり場化」等の防止）

(3) 関連事項への取り組み

- ①店舗周辺の清掃徹底
- ②地域住民・商店（＝商店街）との交流、連携の強化

3. 後援

経済産業省・内閣府・警察庁・消防庁・財務省・国税庁・厚生労働省

以上